

令和2年度 岐阜県立多治見高等学校 第1回 いじめ防止対策委員会 議事録

日時：令和2年7月7日（火）16:00

場所：多治見高等学校 大会議室

出席者 第三者委員 弁護士 木下 貴子 様
臨床心理士 堀部 幸治 様
地域代表 児玉 直樹 様
保護者代表 後藤さつき 様
学校関係者 校長 教頭 生徒指導部長 各学年主任 教育相談担当

1 開会あいさつ

鈴木 彰 校長

本日はありがとうございます。新型コロナの影響により6月からやっと授業ができるようになった。生徒達の顔を見ることができ、何よりと感じている。学校は社会的な関係によって成り立っており、人間関係のトラブルなども発生している。昨年度の岐阜市内中学生(自死)のようなことはないが、本日は皆さんのご意見をいただきながら、生徒が安心して過ごせるような学校づくりに生かしていきたい。また、今年度から弁護士の先生にも加わっていただくことになった。

今日はよろしくお願ひします。

2 自己紹介

3 学校説明（生徒指導部長）

4 いじめ防止基本方針（生徒指導部長）

大きな変更点

- ・今年度から「いじめ防止対策委員会」弁護士さんに参加していただくことになった。
- ・いじめ問題発生時・発見時の初期対応が重要。
- ・重大事態と判断された時の対応 → 第三者委員会の立ち上げが必要になる。

いじめ事案の報告様式について

- ・統一様式にて県への報告が必要。いじめ重大事案では別様式の取組みの報告が必要になる。

いじめ重大事態の調査に関する説明事項（保護者用）

- ・調査実施前に保護者へ細かく説明する。調査前後にチェックシートによる確認が必要となる。

年間計画の変更、訂正

- ・第1回「いじめ防止対策委員会」 5/27 → 7/7
- ・教育相談週間 二者懇談 5/28～14 → 6/29～7/3
- ・Σ検査 6/17 → 7/23
- ・校内いじめ調査 6/26～29 県統一書式で実施

・三者懇談会

7/15～21 → 7/29～8/1

5 第1回 いじめ調査報告

いじめ事案が確認されたため、6/30(火)生徒指導委員会にて対応を協議。

6 質疑応答、指導・助言

【堀部SC】

- ・いじめ案件に当てはまらない事案もある。
- ・それぞれ生徒は傷ついているからこのようにあがってきている。
- ・いじめの事実はないかもしれないが、本人に事情を聞く、周りに状況確認をする必要がある。

【木下弁護士】

- ・いじめの定義が難しい。
- ・本人がいじめと捉えたと、違法ではないが、広い意味ではいじめになる場合もある。

【後藤保護者代表】

- ・傷ついた気持ちを出せていることはいいことではないか。
- ・傷つき方が人によって違う。
- ・本人がSOSを出すことができたり、周りが気づく親でありたい。

【児玉地域代表】

- ・先生方も対応が大変だと感じた。
- ・生徒が紙などに書き出せるところがあることが大切。これからも個人で溜めこまないような対応をお願いしたい。

【学校長】 学校側が知っておいた方がよいアプローチの方法は何かありますか？

【木下弁護士】

- ・早めに対応することが大切。
- ・重大事案として扱った中で、もう少し早く第三者を入れて対応した方がよかった事案があった。
- ・状況によっては加害、被害が入れ替わることがある。(報告などでは使わざるを得ないこともあるが、生徒には伝える必要はない。)

【堀部SC】

- ・いじめの種類は次の3つが考えられる。①悪意のいじめ、②無自覚のいじめ、③善意のいじめ。これが大人になるとハラスメントに発展する。このことをどこかの授業で生徒に伝えて欲しい。
- ・他校での相談に、ネットや塾でのトラブルがある。学校ではつかみにくい学校外での様子を把握するために、保護者向けのいじめ調査を行うのはどうか。

【児玉地域代表】

- ・なかなか難しいが、委縮されずに生徒とぶつかりながら対応していただきたい。

7 閉会あいさつ

鈴木 彰 校長

話しやすい雰囲気のある学校でありたいと思う。また、それが未然防止につながる。アンテナも高く張っていきたい。本日はありがとうございました。